

千葉県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画 (みどりの食料システム法の認定に関する基本計画)

令和5年3月30日
令和6年12月2日改正

千葉県、千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

第1 計画策定の趣旨・位置づけ

(1) 計画の趣旨

近年、食料の安定供給・農林水産業の持続的発展と地球環境の保全との両立が強く指摘されています。自然や生態系の持つ力を巧みに引き出して行われる食料生産・農林水産業において、その活動に起因する環境負荷の軽減を図り、豊かな地球環境を維持することは、生産活動の持続的な展開に不可欠であり、次世代に向けて取り組まなければならない重要な緊急の課題となっています。

国は、令和3年5月に中長期的な方針として「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年(令和32年)までに目指す姿として、化学農薬使用量(リスク換算)の50%低減・化学肥料使用量の30%低減や耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大、CO₂ゼロエミッション化などの実現に向け、戦略的に取り組むとしました。

この戦略の実現のため、令和4年7月に「みどりの食料システム法」が施行され、農林漁業者が、化学肥料・化学農薬の使用量の低減や温室効果ガスの排出量削減など農林漁業に由来する環境への負荷を低減させるために行う事業活動(以下、「環境負荷低減事業活動」という。)を促進するため、農林漁業者が作成する「環境負荷低減事業活動実施計画」等を県が認定し、その活動を税制や金融面において支援する認定制度が創設されたところです。

これらを受け、千葉県及び県内53市町村は、農林水産分野の持続的な発展に資するため、本基本計画を作成し、農林漁業者が行う環境負荷低減事業活動等を促進してまいります。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第16条第1項の規定に基づき、千葉県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画として定めます。

また、本計画は、以下に示す既存計画等に関連計画等とし、これらを踏まえ策定しています。

関 連 計 画 等 名	本基本計画での記載
千葉県農林水産業振興計画（令和4年度～7年度） [令和4年3月千葉県]	振興計画
第3次千葉県有機農業推進計画 [令和3年1月千葉県]	有機農業推進計画
千葉県地球温暖化対策実行計画 [令和5年3月千葉県]	地球温暖化対策計画
千葉県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画 [令和3年5月千葉県]	家畜排せつ物利用計画
千葉県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針 [令和4年2月千葉県]	持続農業指針
第4次千葉県食育推進計画 [令和4年3月千葉県]	食育推進計画
生物多様性ちば県戦略 [平成20年3月千葉県]	生物多様性戦略

第2 計画期間

本計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする。

第3 計画の内容

1 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

環境負荷の低減に関する2030年の目標を以下のとおり設定する。

- (1) 化学農薬使用量を10%低減（基準年2019農薬年度）
- (2) 化学肥料使用量を20%低減（基準年2016肥料年度）
- (3) 有機農業の取組面積 1,200ha ※ 有機農業推進計画P10
- (4) 農林水産業における温室効果ガスの排出削減量 7.4%削減（基準年2013年度）
※ 地球温暖化対策計画（P28）の温室効果ガスの排出量削減目標の内数
- (5) 加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合 50%

2 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

環境負荷低減事業活動として、以下の活動を推進する。

- (1) 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、化学農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的農業である「環境にやさしい農業」の取組を進める。

【主な事業活動】（振興計画P42）

- ・有機農業（※1）
- ・ちばエコ農業（※2）
- ・特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく生産方式（※3）
- ・持続農業指針に沿った農業生産方式（※4）

- ※1 有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業をいう。）の取組
 - ※2 「ちばエコ農業」推進要領（平成14年3月20日付け農振第786号、園第816号）の別表1-1の基準と合致した取組。認証の有無は問いません。
 - ※3 化学肥料と化学合成農薬の使用を慣行栽培の5割以下にして栽培された農産物の表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知）
 - ※4 堆肥等による土づくりと化学合成農薬と化学肥料の低減を一体的に行う生産方式
 <これらの事業活動を拡大させるための県の取組>（振興計画P42）
 - ✓ 農地の土壌分析結果を踏まえた適正施肥の推進
 - ✓ 化学合成農薬のみに依存しないIPM技術（※5）の開発及び普及
 - ✓ 家畜排せつ物の堆肥化の徹底や耕種農家と畜産農家とのマッチング支援
 - ✓ 農作物病虫害雑草防除指針の改定
 - ✓ 肥料コスト低減に資するスマート農業の推進
 - ※5 化学合成農薬だけに頼らずに複数の防除技術を組み合わせ、農作物の収量や品質に経済的な被害が出ない程度に病虫害や雑草の発生を抑制しようとする防除手法
- [参考] ちばエコ農業、有機農業等の「環境にやさしい農業」は、取組面積を5,893haから増加させることを目指す。（振興計画P28）

（2）温室効果ガスの排出の量の削減に関する事業活動

燃油の使用量の削減につながる、省エネルギー機器や施設、スマート技術を活用した機械や装置の導入などの取組や、再生可能エネルギーの導入、家畜ふん堆肥の有効活用など、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの排出量削減に資する活動を進める。

【主な事業活動】

- 省エネルギー機器等の導入
 - ・ 施設園芸における省エネ機器や施設・設備等の導入（振興計画P42）
 - ・ 農業施設でのLEDの利用
 - ・ 電動農機の利用
 - ・ 省エネ漁船・付帯設備の導入（振興計画P112、地球温暖化対策計画P59）
- 再生可能エネルギーの導入
 - ・ 農林漁業への太陽光発電や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入（地球温暖化対策計画P69）
- その他の温室効果ガス排出量の削減
 - ・ 水田作での秋耕による稲わらの分解促進
 - ・ 温室効果ガスの排出量の削減に資するスマート農業機器等の導入（振興計画P29、P42、地球温暖化対策計画P72）
 - ・ 適正な規模での放牧の実施
 - ・ 強制発酵処理施設などの家畜排せつ物処理高度化施設の導入による家畜排せつ物の堆肥化の徹底（家畜排せつ物利用計画P5）
 - ・ 慣行飼料への環境負荷低減飼料の添加又は転換

[参考] 家畜排せつ物の堆肥化率は、2030年（令和12年）に96%以上にする
ことを目指す。
（家畜排せつ物利用計画P6）

（3）別途、農林水産大臣が定める事業活動

ア 家畜のふん尿に含まれる窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質又は
餌料の投与等により流出する窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の
量を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動

【主な事業活動】

- ・ 慣行飼料の環境負荷低減型配合飼料への転換
- ・ 家畜排せつ物の浄化処理施設の機能向上による窒素除去等

イ 土壌への炭素の貯留に資する土壌改良資材を、農地又は採草放牧地に施用して
行う生産方式による事業活動

【主な事業活動】

炭素貯留効果の高いバイオ炭の活用（振興計画P42）

ウ 生分解性プラスチックを用いた資材の使用その他の取組によるプラスチック
使用製品産業廃棄物等の排出若しくは流出の抑制若しくはこれらに伴う農林漁業に
由来する環境への負荷の低減又は化石資源由来のプラスチックの使用量の削減に
資する生産方式による事業活動

【主な事業活動】

- ・ 生産活動に用いるプラスチック資材の長期利用（振興計画P42）
- ・ 代替資材の活用（地球温暖化対策計画P59）
- ・ プラスチック資材の流出抑制

エ その地域において通常行われる施肥及び有害動植物の防除と比較して化学的に
合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術並びに生物の多様性の
保全その他の環境の保全に資する技術を組み合わせて用いる農業に関する技術を
用いて行われる生産方式による事業活動

【主な事業活動】（生物多様性戦略P77）

- ・ 水田での冬期湛水
- ・ 水田での魚道や生態系に配慮した水路などの設置

（4）（1）から（3）までの活動に準じた活動であって環境負荷低減事業活動と
認められるもの

3 特定区域に関する事項

別紙のとおり。

4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

環境負荷低減や脱炭素などの持続可能な農林水産業実現のための栽培・防除・土壌管理の体系化に向けた先端的な技術開発や、家畜から排出される窒素やリンなどの削減に向けた飼養管理技術、排せつ物の効率的な処理、利用及び再資源化のための技術開発を行うとともに、ICTを活用して収集した観測データをもとに、漁海況情報を予報し、操業の効率化、二酸化炭素の排出削減に活用する。

(振興計画P45、P47、P112)

【主な取組】

- ・ 主要野菜の有機栽培面積拡大に向けた病虫害発生消長等の生産環境の解明及び普及に向けた栽培技術の確立
- ・ 総合防除に基づく露地野菜の化学農薬使用量低減技術の開発
- ・ 化学肥料の使用量低減と温室効果ガス削減に向けた肥培管理及び栽培技術の開発
- ・ 農耕地土壌における炭素貯留量の実態調査とバイオ炭等の施用効果の解明
- ・ 環境負荷低減技術に関する導入成立条件の解明と開発技術の経営評価
- ・ 家畜排せつ物の浄化処理における効率的な環境負荷物質の排出削減技術の検討

5 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

有機農業をはじめとする環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物に対する消費者の理解の促進に努める。

【主な取組】

- ・ 有機農産物の販売機会の多様化に向け、国、県及び民間団体が主催する商談会等へ有機農業者が積極的に参加できるよう支援（有機農業推進計画P12）
- ・ 県内企業等との農商工連携や6次産業化などにより販路の確保を志向する有機農業者に対し、必要な情報の提供（有機農業推進計画P13）
- ・ 「環境にやさしい農業」の取組をPRするため、「ちばエコ農産物」のロゴマークなどを活用（食育推進計画P25）
- ・ 消費者等の「環境にやさしい農業」への理解を深めるため、家庭・学校・地域などで行われる食育の推進（有機農業推進計画P14、食育推進計画P25）
- ・ 「環境にやさしい農業」で生産された農産物等の地産地消の推進（千葉県農林水産業振興計画P53、食育推進計画P23）
- ・ 有機農業に地域ぐるみで取り組む産地（オーガニックビレッジ）創出の促進

6 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

- 「環境にやさしい農業」の取組拡大に向けては、堆肥等を活用した土づくりと化学肥料、化学農薬の使用低減を一体的に行う取組だけでなく、農業者の状況に応じて、段階的に取り組みを推進する。
- 環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、今後、特定区域の設定を通じて地域のモデル的な取組を創出し、その事例の横展開が図られるよう、県、市町村、農業団体等の関係者が緊密に連携して対応する。
- 県・市町村段階における施策の推進に当たっては、みどりの食料システム戦略の

関連予算、税制・金融の特例等の支援措置その他国の基本方針第六に掲げる国の施策を有効に活用する。

- 環境負荷低減事業活動は、農林漁業者の生産コストの低減にも貢献しうるものであることから、そのことに対する農林漁業者の理解を醸成しつつ推進を図る。

(別紙1)

特定区域について（千葉市若葉区、緑区、花見川区）

1 特定区域の区域

千葉市

若葉区、緑区、花見川区

＜地区選定の考え方＞

上記3区には千葉市の農業経営体のうち約91%、経営耕地面積のうち約85%が存在しており、施設園芸を中心に農業生産が最も盛んに行われている区域であり、国の交付金も活用し、今後市内外でモデルとなりうる施設園芸の産地育成を図っているため。

2 求められる事業活動の内容

市内の施設園芸産地を形成しているイチゴ生産を行う農業者を中心に組織される「千葉市SDGs対応型施設園芸推進協議会」により、ヒートポンプ単体、もしくは燃油暖房機との併用による加温体系や、加温効率を向上させる新素材カーテンといった先端的技術を活用しつつ、環境制御装置を組み合わせ、冬期の加温における重油等の使用量を削減しCO₂排出を抑制するとともに、農業者との環境データや栽培ノウハウの共有を図ることで、環境負荷の低減と収量・品質の向上の両立に向けて、イチゴをはじめとする施設園芸産地として一体的な生産体系の構築と普及を推進する。

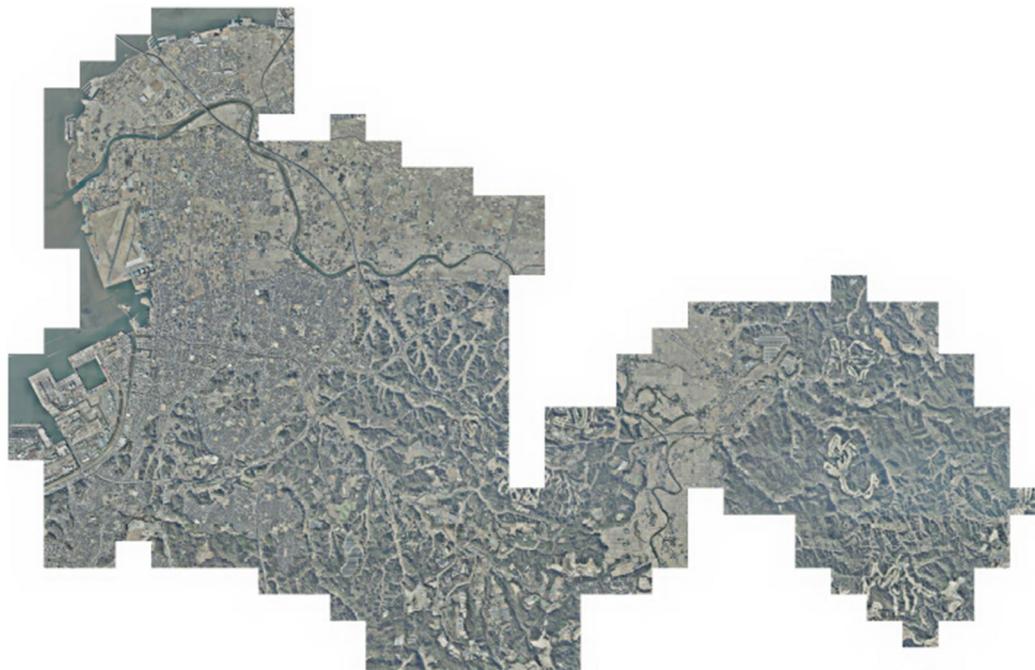
本市では、リニューアルした農政センターを核として、技術活用のための実地研修やメーカーとのマッチング、千葉市食のブランド「千」による販売促進イベントの実施等により、上記事業活動の横展開を図る。

(別紙2)

特定区域について (木更津市)

1 特定区域の区域

(1) 区域：木更津市全域



(2) 区域設定の理由

木更津市は、千葉県の中央西部に位置し、豊かな土地と温暖な気候条件に加え、生産物の大消費地である首都の近郊という立地条件を活かし、基幹作物である水稲を中心に、農業が展開されている。

木更津市では、持続可能な未来を創造するための方向性として、平成28年に「木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例」を制定し、令和元年度からは市内公立小中学校(全30校)の学校給食に提供するお米を全量有機化する取組を行っている。

また、学校給食に提供するお米を、農薬・化学肥料を一切使用しない環境にやさしい栽培方法により生産したお米「きさらづ学校給食米®」として商標登録を行い、市内で生産される有機米のブランド化を推進している。

さらに、県内初となる「オーガニックビレッジ宣言」を行うなど、全国的なモデルケースとなりうる、有機農業に先進的に取組む自治体であるため、市内全域での区域設定とすることによって、有機農業の取組をさらに推進していく。

2 求められる事業活動の内容

(1) 活動類型 有機農業の生産活動

(2) 活動の内容

木更津市、農業者、事業者、有識者により組織された「木更津市有機農業推進協議会」のほか、流通・加工業者などの協働のもと、市内基幹農作物である水稻だけでなく、幅広い農作物の栽培面積の拡大と有機農業者の増加を図るため、本市での有機栽培管理方法を確立し、有機農業に先進的に取り組む講師による検討会の開催、市内生産者の有機 JAS 認証取得支援など、新規参入しやすい環境を整備するほか、有機農産物の加工等によるブランド化を図るため、市内で生産された有機農産物を活用した商品開発・PR を実施する。

また、「きさらづ学校給食米®」の提供にあたり市内2校で導入されている自校炊飯の取組を継続し、域内消費ならびに有機農産物を絡めた食育により、子どもたちの地産地消、環境にやさしい有機農業への理解へと繋げていく。

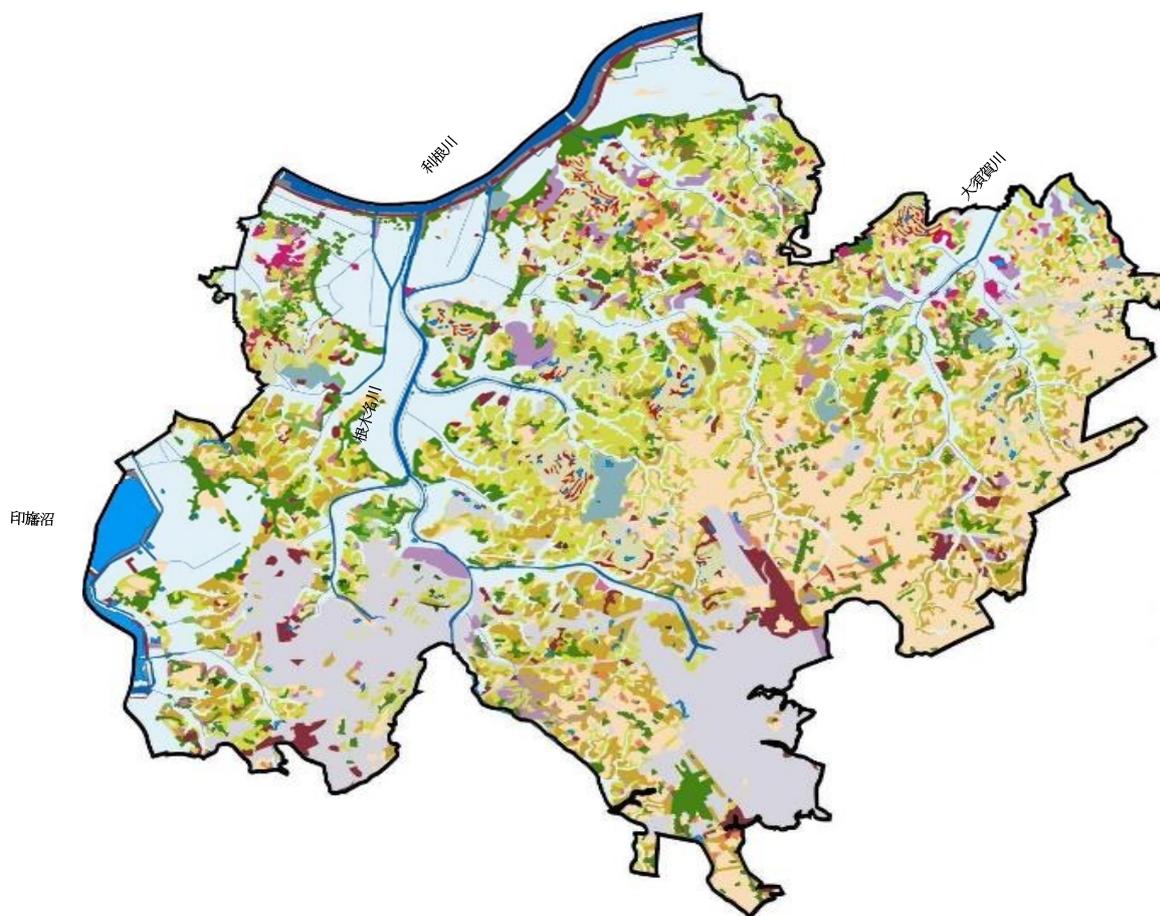
さらに、「きさらづ学校給食米®」の学校給食への全量提供達成後も、有機米の生産を拡大・継続するために、域外への取組として市外の学校給食における「きさらづ学校給食米®」の使用を働きかける。

(別紙3)

特定区域について (成田市)

1 特定区域の区域

(1) 区域：成田市全域



(2) 当該区域の特性及び区域設定の理由

成田市は、千葉県の北部中央に位置する中核都市であり、北は利根川を隔てて茨城県と接し、西は県立自然公園に指定されている印旛沼、東は香取市と接している。市の西側には根木名川、東側には大須賀川が流れ、それらを取り囲む広大な水田地帯と関東ローム層からなる丘陵地帯の台地には畑や山林が広がり、その間を縫うように谷津田が形成されている地域である。

印旛沼周辺や川沿いの水田・谷津田では稲作、台地では露地野菜の栽培が行われており、従来有機農業などの環境保全型農業が盛んで、すでに環境保全型農業に取り組んでいる農業者団体が複数あり、今後も拡大が期待される地域である。

しかし、成田市の有機農業者は個別に生産、出荷、販路の開拓等を行っており、生産

量が少なく組織化されていないことから、有機農産物の PR や有機農業者の育成体制が十分とは言えず、農業従事者の高齢化による担い手不足も課題となっている。市全体を特定区域として設定することを契機として、関係者同士のつながりをつくり、地域ぐるみで有機農業の栽培技術を普及することで新規就農者の育成や有機農業への転換を促し、有機農産物の生産量を増やして販路の拡大に向けた取組を実施する。

2 求められる事業活動の内容

(1) 活動類型 有機農業の生産活動

(2) 活動の内容

有機農業の取組拡大に向けて、有機農業者や JA、成田市等で構成する「田畑から未来の成田をつくる会」を中心に、市内全域を対象に、有機農業者の育成を目的とした講習会や視察研修を行い、慣行農家や新規就農者に対する有機農業の栽培技術の普及を積極的に行うことで、地域の新たな有機農業者の増加と有機農業者の組織化やオーガニックビレッジの設定による産地の活性化を図る。

また、地域内で生産された有機農産物の消費拡大を図るため、学校給食への供給や、民間企業と連携した有機農産物の普及に取り組む。

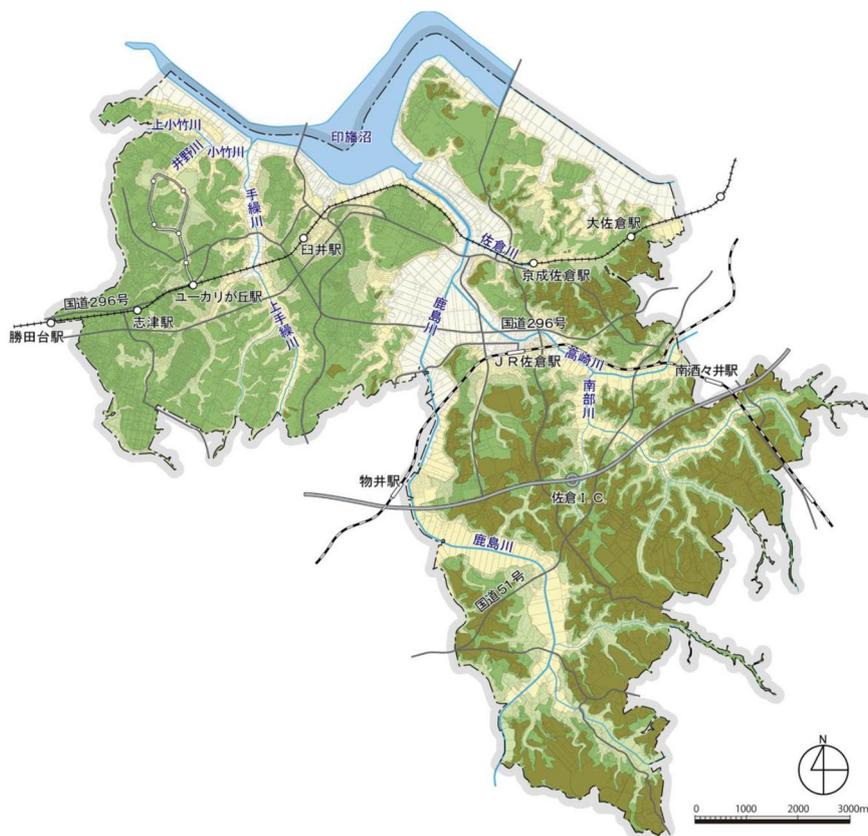
さらに、有機農産物の PR や販売イベントを開催することで、市民に対する有機農産物の理解増進と消費の拡大に努め、地域における持続的な有機農業の実現を目指す。

(別紙4)

特定区域について (佐倉市)

1 特定区域の区域

(1) 区域：佐倉市全域



(2) 当該区域の特性及び区域設定の理由

佐倉市は、県の北部の下総台地のほぼ中心部に位置し、東西に13 km、南北15 km、総面積約103 km²である。

また、都心から東へ40 km、県都である千葉市から北東15 kmに位置し、交通の利便性に恵まれている利点を生かして、稲作を中心とした都市近郊農業を維持しつつ、多様な農産物が生産されてきた。

有機農業については、令和5年3月に「オーガニックビレッジ宣言」を行い、学校給食での有機農産物の活用や有機JAS認証の取得支援、有機栽培技術研修会の開催等を実施しており、取組拡大に市全域で取り組んでいる。

しかし、佐倉市の有機農業者は個別に生産、出荷、販路の開拓等を行っており、安定した販路の確保や生産技術に関する情報交換が十分とは言えない現状がある。

そのため、市全体を特定区域として設定することを契機として、佐倉市オーガニックビレッジ推進部会を中心に、佐倉市有機農業実施計画に掲げた目標を踏まえながら、生産、加工・流通、消費の各段階における関係者との連携を図り、

学校給食での有機農産物の活用拡大を含めた多様な販路の確保や生産者同士の組織化等を行うことで、上記地域課題の解決を図る。

2 求められる事業活動の内容

(1) 活動類型 有機農業の生産活動

(2) 活動の内容

有機農業の取組拡大に向けて、有機農業者、給食関係事業者、消費者、千葉みらい農業協同組合、学校栄養士、千葉県印旛農業事務所、佐倉市で構成する「佐倉市オーガニックビレッジ推進部会」を中心に、市内での販路の一つとしての学校給食での有機農産物の活用拡大や、市外への販路拡大を目的とした有機JAS認証の取得支援に取り組む。

また、合わせて、有機栽培技術研修会の開催等による有機農業の生産技術の確立や、一般市民向けセミナーの開催による消費者意識の醸成に努めるほか、有機農業者間での生産技術及び販売先等に関する情報交換に加えて消費者への情報提供等も円滑に行える組織の設立を目指す。

これらの生産方法や流通・販売方法の共通化等により、有機農業に取り組みやすい環境の創出を図り、地域における有機農業の取組拡大を推進する。